

死刑執行に関する会長声明について

2018年（平成30年）10月29日

兵庫県弁護士会

会長 藤 掛 伸 之

〈声明の趣旨〉

7月26日に東京拘置所において3名、仙台拘置所において1名、名古屋拘置所において2名の合計6名に対して行われた死刑執行に対し強く抗議し、死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の見直しについて、速やかな検討と議論を始めるとともに、その議論が尽くされるまで、死刑の執行停止を求める。

〈声明の理由〉

これで、2012年12月の第2次安倍内閣発足後14回目、合わせて34名の死刑囚に対する執行がなされたことになる。本年7月6日の執行に続き、わずか3週間のうちに合計13名の死刑執行は極めて異例である。

死刑制度については、その存置に賛成する立場、反対する立場の双方から、様々な論拠が示されてきたが、死刑が人間存在の根元である生命そのものを奪い去る最も厳しい刑罰であることに異論はないと思われる。ところが、1980年代に4名の死刑確定者に対する再審無罪判決がなされたほか、2014年3月には、いわゆる袴田事件について、静岡地方裁判所において再審の開始と死刑及び拘置の執行を停止する決定がなされるなど（現在は最高裁判所において特別抗告の審理が係属中）、戦後の日本刑事裁判における死刑判決の誤判のおそれは払拭されていない。

国際社会では、第二次世界大戦後、死刑の廃止や執行停止を行う国が増加し、既に世界の3分の2以上の国々が死刑を廃止ないし停止している。2016年12月には国連総会において加盟国193カ国中117カ国の賛成により、死刑存置国に対する死刑執行停止を求める決議が採択されている。また、日本弁護士連合会においても、同年10月7日に開催された第59回人権擁護大会において、2020年までに死刑制度の廃止を目指し、凶悪犯罪に対しては死刑に代わる代替刑を検討すべきとする宣言が採択されている。

国と社会は、犯罪被害者及びその家族の精神的・経済的な支援に取り組むべき責任があることは言うまでもない。しかしこの責任を根拠に、死刑制度の存置と死刑の執行を直ちに肯定することはできない。死刑制度が犯罪の一般予防になるという科学的根拠はあるのか、死刑執行により犯罪被害の真の救済となるのかについて、改めて検証し、議論がなされなければならない。

当会は、これまで、死刑制度の存置に関する国民的議論が十分尽くされるまでは死刑の執行を停止すべきであることを繰り返し求めてきたにも関わらず、今回、6名もの死刑囚に対する死刑の執行が一度に行われたことに強く抗議する。死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の見直しについて検討と議論を速やかに始めることを求め、その議論が尽くされるまで、死刑の執行を停止することを重ねて求める。

以上